令和4年度第3回 東京都私立学校審議会(第816回)

令和4年6月20日(月)

都庁第一本庁舎42階 北塔特別会議室A

午後3時9分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和4年度第3回東京都私立学校審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

- ○私学行政課長 まず、本日の出席委員は、委員20名のうち20名でございます。開会定足数は 11名でございますので、当審議会運営細則第6条により、本審議会が有効に成立しております ことをご報告申し上げます。
- ○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に 関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります5件でございます。 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。 令和4年6月20日付、東京都知事名。

記、議案第1号、上智社会福祉専門学校の廃止認可について(千代田区)外4件。 以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- ○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たな諮問案件5件でございます。 各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。
- ○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議 案第1号から議案第3号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことを ご報告申し上げます。
- ○近藤会長 それでは、今回諮問されている案件について、順次、審議することといたします。 まず、専修学校についての案件です。

議案第1号は、上智社会福祉専門学校の廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号、上智社会福祉専門学校の廃止認可についてご説明いた

します。

上智社会福祉専門学校は、昭和51年10月25日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人上智学院で、理事長は佐久間勤氏、校長も同じく佐久間勤氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和3年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換または退職しています。 指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地・校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。 以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首告する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、日本ナザレン教団中野教会附属幼稚園の廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、日本ナザレン教団中野教会附属幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児の減少により、運営継続が困難となったため廃止するもの でございます。

設置者は日本ナザレン教団中野教会、園長は篠澤りえ子氏でございます。

園児の処置でございますが、令和3年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、令和3年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地・園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、 11に記載のとおりでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第3号は、日本音楽高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

これは学校法人三浦学園が設置しております、日本音楽高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、受験生の普通科志向に対応するため、音楽科の収容定員を減員するとともに、普通科の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をご覧ください。

普通科については、変更前の収容定員 0 名であるものを、変更後は150名増員し、収容定員 150名、1 学年 2 学級50名にいたします。

音楽科については、変更前の収容定員300名、1学年3学級100名であるものを、変更後は150 名減員し、収容定員150名、1学年2学級50名といたします。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和7年度で完成する 予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第3号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第4号は、辻調理師専門学校 東京の設置認可に係る計画承認でございます。こちらは第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には引き続き審議をお願いしたいと思います。

議案第5号は、羽田国際中学校の設置認可に係る計画承認でございまして、第三部会の所管です。こちらも部会での引き続きの審議をお願いいたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、7月の開催日は、20日(水曜日)を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。あ りがとうございました。

午後3時18分閉会